

## 用語説明

### 【あ行】

#### 一時滞在施設

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者（駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者など）を一時的に受け入れるための施設をいう。

#### 医療救護活動拠点

市町村が医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整や情報交換を行う拠点で、東京都独自の災害医療体制である。

#### 医療救護所

災害時に被災者等の医療救護を行う臨時の場所である。東京都では災害初期に負傷者のトリアージや軽症者の治療などを行う緊急医療救護所と避難者の健康相談等を行う避難所医療救護所に区分している。

#### 液状化

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

#### 応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

### 【か行】

#### 帰宅困難者

通勤、通学、買い物等の外出者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒歩での帰宅が困難な方をいう。

#### 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて知事が指定する区域で、崩壊を助長、誘発する行為が制限され、崩壊防止工事が実施される。

#### 緊急安全確保

警戒レベル5の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、区市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

#### 緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

#### 緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

#### 緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線をいう。

## 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

## 警戒区域

災害対策基本法等に基づき指定される区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りが禁止、制限され、違反すると罰則がある。

## 警戒レベル

災害発生の危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を5段階のレベルで提供している。

## 検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることをいう。

## 激甚災害制度

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、特に甚大な災害について指定される。指定されると、災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げなど特別の財政援助、助成措置が講じられる。

## 洪水浸水想定区域図

水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を表示した地図。

## 高齢者等避難

警戒レベル3の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある方等並びにその方の避難を支援する方）が危険な場所から避難すべき状況において、区市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

## 【さ行】

### 災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律で、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

### 災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院で、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、傷病者等の広域搬送の対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。

### 災害拠点連携病院

災害時において主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院で、東京都が指定する独自の制度である。

### 災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組みをいう。

### 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道

水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

## 災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

## 災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

## スフィア基準

人道憲章と人道対応に関する最低基準で、1997年にNGOグループと国際赤十字・赤新月運動が開始したスフィアプロジェクトにて策定された。紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた基準。

## 事業継続計画（BCP）

大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと（BCP：Business Continuity Planの略）。

## 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

## 指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

## 指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。

## 受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

## 首都直下地震

首都圏に最大級の被害をもたらす可能性のあるマグニチュード7クラスの大地震である。首都直下地震は様々なタイプが考えられ、どこで発生するか分からないことから、国や都では複数の想定地震を設定している。多摩直下地震は、東京都が設定した首都直下の想定地震の1つである。

## 浸水予想区域図

東京都が管理する河川の流域に大雨が降った場合を想定し、浸水が予想される区域を表示した地図である。川から水があふれることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管の能力を超えた雨水が窪地などにたまることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を想定している。

## 震度

ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す指標である。震度計によって測定された揺れの強さを数値化したものを計測震度といい、計測震度を10段階（震度0から震度1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）に区切って表す指標を震度階級という。

## 水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

## 水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

## 水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならないとしている。

## 水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

## 水防法

洪水、雨水出水（内水）等の際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する活動の仕組みを定めた法律である。

## 【た行】

### 大規模事故災害

消防や警察だけで対応する通常の事故より大規模で、自治体が対策本部を設置して避難や被災者支援等の総合的な対策を実施する規模の事故をいう。

### 中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議等を行う。

### DMA T

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

### DPA T

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

### 東海地震

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（「南海トラフ地震」という。）のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震。地震の発生を短期的に予知できる可能性があるとして、地殻変動や地震などの観測データに異常を確認した場合は、東海地震関連情報を発表していたが、平成 29 年 11 月から発表しないこととなった。

### 特定緊急輸送道路

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した区間をいう。

### 都市型水害

都市部は地表がアスファルトなどに覆われているため、豪雨の際には大部分の降雨が地面にしみ込まずに河川、水路、下水道に一気に流れ込み、排水機能が追い付かずにはり滞する現象をいう。

### 道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

## 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域で、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築構造の規制等が行われる。

## 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に気象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。

## トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

## 【な行】

### 南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 80 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生 of 切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

## 【は行】

### ハザードマップ

自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。

### 応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することをいう。

### 被災者生活再建支援

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

### 被災宅地危険度判定

地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することをいう。

### 避難行動要支援者

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

### 避難指示

警戒レベル4の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、区市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

### 避難所（指定避難所）

災害で住居を失った方などが一時滞在する施設で、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。

### **避難場所（指定緊急避難場所）**

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

### **避難路**

建築物敷地から本計画に定める避難場所及び避難所までの経路をいう。

### **福祉避難所（指定福祉避難所）**

高齢者、障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

### **防災基本計画**

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

## **【ま行】**

### **マイ・タイムライン**

水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のこと。

### **マグニチュード（M）**

地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが1つ増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2つ増えると1024倍（ $32 \times 32$ ）となる。

## **【や行】**

### **要配慮者**

災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者等、日本語を十分理解できない外国人などをいう。

### **要配慮者利用施設**

防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

## **【ら行】**

### **ライフライン**

電気、ガス、水道、通信、道路など日常生活を維持する上で重要なネットワークインフラ施設をいう。

---

# 武蔵村山市地域防災計画

(令和8年3月修正)

---

発行 武蔵村山市防災会議  
編集 武蔵村山市 総務部 防災安全課  
〒208-8501  
東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1  
電話 042-565-1111 (代表)

---